

令和8年度児島湖ブルーの復活事業（水生植物の活用）委託業務仕様書

1 目的及び趣旨

児島湖では、これまでに多様な水質改善対策が実施されており、水質は一定の改善がみられているものの、湖の透明度は依然として低く、「汚い」とのイメージが定着しており、地域住民における水質改善の認識の低さと児島湖に対する関心や愛着の薄れが懸念されている。このような状況を踏まえ、児島湖のさらなる水質改善と地域住民の意識向上に資する施策が求められている。

水生植物は、栄養塩類の吸収や浮遊物質の沈降促進による水質改善機能を有することに加え、水生生物の住処になるなど湖沼における生物多様性を保全する上で重要な要素であり、その保全及び増殖は、生態系機能を活用した持続可能な児島湖の水環境保全手法となり得る。

また、水生植物はCO₂の吸収源となることから、ブルーカーボンとしての機能が期待されるほか、刈り取り・回収後は、資源として活用できる可能性もある。

については、このような水生植物の機能に着目し、保全や増殖を通じた生態系機能を活用した水質（透明度等）の改善を図るとともに、環境教育の場の提供やブルーカーボンクレジット制度の可能性、刈り取り・回収後の有効活用の検討を行い、これらの取組を通じて地域住民の関心や愛着の向上を目指す。

2 業務内容

本業務は、既往資料等の収集・整理や現地踏査に基づく水生植物分布調査計画の策定と、児島湖の水生植物についてブルーカーボンクレジット制度の可能性や刈り取り・回収後の有効活用策を検討する。

(1) 計画準備

- ・本業務の目的及び趣旨を把握し、業務計画書を作成する。

(2) 水生植物分布調査計画の策定

①事前調査

- ・既往調査結果の確認や有識者への聞き取り調査により、児島湖における水生植物の分布情報を収集、整理する。
- ・既往資料を収集し、児島湖の物理環境（水深分布、流動、底質、水質等の水生植物の生育に関係するもの）の情報を整理する。
- ・県が保有する水生植物の分布情報や有効活用事例等も集約する。
- ・上記で収集した水生植物と物理環境の分布情報をGIS等で整理する。

②現地踏査

- ・①の結果を踏まえて児島湖の湖岸全体を踏査し、児島湖の概況を把握する。

③底生動物調査

- ・水生植物と底生動物に関する知見を得るため、試行的に底生動物調査を実施する。
- ・①の内容を踏まえ、調査地区、調査時期、調査方法を立案する（調査地区は4地区、サンプリングは地区毎に1サンプル（計4サンプル）、調査時期は夏季1回を想定）。
- ・現地調査を実施し、得られたサンプルは室内分析により種の同定等を行う。

- ・水生植物と底生動物の関わり等を踏まえ、環境指標としてベントス調査の有用性を検討する。

④水生植物分布調査計画の策定

- ・調査対象とする水生植物及び物理環境を設定する。
- ・①②③の内容を踏まえ、詳細な水生植物調査を実施する調査地区を設定する。
- ・水生植物及び物理環境の調査方法を設定する。なお、ブルーカーボンクレジット制度の活用を念頭に、水生植物の現存量を定量化できる手法（コドラート法や水中レーザー測量等）を検討する。
- ・水生植物の確認適期等を考慮し、調査時期や回数を設定する。
- ・上記の内容を、水生植物分布調査計画に整理する。

（３）水生植物の活用方法の検討

①ブルーカーボンクレジット制度の可能性の検討

- ・湖沼におけるブルーカーボンクレジット制度の活用事例を収集、整理し、児島湖における制度の活用の可能性を検討する。

②刈り取り・回収した水生植物の有効活用策の検討

- ・船舶の航行や水産業の支障となることから刈り取り駆除の対象となる水生植物（ヒシ等の浮葉植物やホテイアオイ等の浮遊植物を想定）の有効活用事例を収集、整理し、児島湖における有効活用策を検討する。

（４）有識者ヒアリング

- ・児島湖における水生植物分布調査計画及び、ブルーカーボンクレジット制度や水生植物の活用策の検討内容について、有識者ヒアリングを実施し、精度を確保する。

（５）報告書作成

- ・以上の内容を報告書にとりまとめる。
- ・報告書は、書面及び電子データで提出すること。

（６）打合せ協議

- ・業務着手時、中間報告時、報告書納品時において協議を行う。

3 委託予定期間

契約締結日 ～ 令和9年3月31日

4 その他の事項

- ・本業務の実施に当たっては、打合せ協議の他、進捗状況について適宜、県と緊密に連絡を取ること。
- ・本業務に係る報告書の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・本仕様書の定めのない事柄については、県と受託者双方協議の上決定することとする。